

木造住宅耐震化緊急啓発事業（相談業務）委託企画提案競技
質問回答書

宮崎県県土整備部建築住宅課

No.	質問	回答
1	アドバイザーの派遣について、公平性を考えて派遣者を決めた方が良いか。	派遣するアドバイザーは、宮崎県木造住宅耐震診断士登録台帳に記載されている者であれば良い。
2	アドバイザー派遣の旅費は含まれるか。単価として計上して良いか。	旅費は含まれる。単価を設定して見積もっていただければ良い。
3	これまでのアドバイザー派遣の実績等の資料は頂けるのか。	契約後に提供可能。
4	事業開始日の指定はないか。	開始日については指定はない。ただし、別途発注の啓発CMを5月下旬までには開始したいと考えているので、そのタイミングで相談窓口についても広報したい。
5	窓口の電話対応については、事務所の営業時間内として良いか。また、電話番号は専用回線を用意する必要はないと考えて良いか。	よい。
6	契約保証金についてはどの程度か。	契約金額の10%以上。
7	報告書の様式に指定はあるか。	任意様式。
8	アドバイザーの派遣は宮崎県の補助要綱に準拠して実施することを考えている。要綱はHPで公開されているか。	公開されていない。
9	階によって構造が異なる混構造で、上階が木造のものは木造部分を対象と考えて良いか。	よい。
10	啓発業務の委託業務期間はいつまでか。	令和7年3月25日まで。
11	アドバイザー業務は建築士法第23条に規定される業務に該当するか。	内容によっては建築物に関する調査業務に該当すると思料される。
12	直営でアドバイザー業務を行う場合は、派遣される者は木造住宅耐震診断士の登録がされた所属建築士である必要があるか。	そのとおり。